

令和 8 年度

北 九 州 市 予 算

## 目 次

---

	頁
<b>一 般 会 計</b>	
一 般 会 計 予 算 .....	1
<b>特 別 会 計</b>	
國 民 健 康 保 險 特 別 会 計 予 算 .....	32
食 肉 セ ン タ 一 特 別 会 計 予 算 .....	38
卸 売 市 場 特 別 会 計 予 算 .....	41
渡 船 特 別 会 計 予 算 .....	46
土 地 区 画 整 理 特 別 会 計 予 算 .....	51
土 地 区 画 整 理 事 業 清 算 特 別 会 計 予 算 .....	57
港 湾 整 備 特 別 会 計 予 算 .....	60
公 債 償 還 特 別 会 計 予 算 .....	66
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 特 別 会 計 予 算 .....	70
土 地 取 得 特 別 会 計 予 算 .....	73
駐 車 場 特 別 会 計 予 算 .....	77
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 特 別 会 計 予 算 .....	80
產 業 用 地 整 備 特 別 会 計 予 算 .....	83
漁 業 集 落 排 水 特 別 会 計 予 算 .....	86

介護保険特別会計予算	89
空港関連用地整備特別会計予算	97
臨海部産業用地貸付特別会計予算	100
後期高齢者医療特別会計予算	103
市民太陽光発電所特別会計予算	108
市立病院機構病院事業債管理特別会計予算	111
上水道事業会計予算	115
工業用水道事業会計予算	121
交通事業会計予算	125
病院事業会計予算	129
下水道事業会計予算	133
公営競技事業会計予算	137

# 一般会計

## 令和 8 年度 北 九 州 市 一 般 会 計 予 算

令和 8 年度北九州市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 647,684,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

### (地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

### (一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入の最高額は、85,000,000 千円とする。

### (歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 8 年 2 月 19 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
<b>1 市税</b>		<b>192,462,010</b>
	1 市民税	84,175,000
	2 固定資産税	76,471,000
	3 軽自動車税	2,341,000
	4 市たばこ税	7,313,000
	5 鉱産税	24,000
	6 特別土地保有税	10
	7 入湯税	11,000
	8 事業所税	7,539,000
	9 都市計画税	13,002,000
	10 環境未来税	1,105,000
	11 宿泊税	481,000

(単位：千円)

款	項	金額
<b>2 地方譲与税</b>		<b>2,947,000</b>
	1 地方揮発油譲与税	829,000
	2 自動車重量譲与税	1,654,000
	3 森林環境譲与税	127,000
	4 特別とん譲与税	287,000
	5 航空機燃料譲与税	19,000
	6 石油ガス譲与税	31,000
<b>3 利子割交付金</b>		<b>276,000</b>
	1 利子割交付金	276,000
<b>4 配当割交付金</b>		<b>776,000</b>
	1 配当割交付金	776,000
<b>5 株式等譲渡所得割交付金</b>		<b>1,350,000</b>

(単位：千円)

款	項	金額
	1 株式等譲渡所得割交付金	1,350,000
<b>6 分離課税所得割交付金</b>		<b>133,000</b>
	1 分離課税所得割交付金	133,000
<b>7 法人事業税交付金</b>		<b>2,736,000</b>
	1 法人事業税交付金	2,736,000
<b>8 地方消費税交付金</b>		<b>27,779,000</b>
	1 地方消費税交付金	27,779,000
<b>9 ゴルフ場利用税交付金</b>		<b>41,000</b>
	1 ゴルフ場利用税交付金	41,000
<b>10 環境性能割交付金</b>		<b>5,000</b>
	1 環境性能割交付金	5,000
<b>11 軽油引取税交付金</b>		<b>3,017,000</b>

(単位：千円)

款	項	金額
	1 軽油引取税交付金	3,017,000
<b>12 国有提供施設等所在市町村助成交付金</b>		<b>30,000</b>
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	30,000
<b>13 地方特例交付金</b>		<b>4,591,000</b>
	1 地方特例交付金	4,580,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減 2 収補填特別交付金	11,000
<b>14 地方交付税</b>		<b>91,600,000</b>
	1 地方交付税	91,600,000
<b>15 交通安全対策特別交付金</b>		<b>240,000</b>
	1 交通安全対策特別交付金	240,000
<b>16 分担金及び負担金</b>		<b>2,041,418</b>
	1 負担金	2,041,418

(単位：千円)

款	項	金額
<b>17 使用料及び手数料</b>		<b>15,101,156</b>
	1 使用料	10,386,504
	2 手数料	4,714,652
<b>18 国庫支出金</b>		<b>134,739,573</b>
	1 国庫負担金	112,819,490
	2 国庫補助金	21,531,121
	3 委託金	388,962
<b>19 県支出金</b>		<b>40,948,447</b>
	1 県負担金	31,604,414
	2 県補助金	7,695,304
	3 委託金	1,648,729
<b>20 財産収入</b>		<b>7,221,344</b>

(単位：千円)

款	項	金額
21 寄附金	1 財産運用収入	1,252,478
	2 財産売払収入	5,968,866
		<b>4,537,417</b>
	1 寄附金	4,537,417
22 繰入金		<b>25,164,149</b>
	1 特別会計繰入金	666,804
	2 基金繰入金	24,497,345
23 繰越金		<b>10</b>
24 諸収入	1 繰越金	10
		<b>52,441,376</b>
	1 延滞金加算金及び過料	126,834
	2 市預金利子	22,489

(単位：千円)

款	項	金額
	3 貸付金元利収入	34,188,551
	4 受託事業収入	137,824
	5 収益事業収入	10,800,000
	6 雜入	7,165,678
<b>25 市債</b>		<b>37,506,100</b>
	1 市債	37,506,100
<b>歳</b>	<b>入</b>	<b>合計</b>
		<b>647,684,000</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
<b>1 議会費</b>		<b>1, 620, 707</b>
	1 議会費	1, 620, 707
<b>2 総務費</b>		<b>60, 591, 526</b>
	1 総務職員費	21, 426, 740
	2 総務管理費	6, 977, 336
	3 企画費	22, 980, 992
	4 市民費	4, 485, 399
	5 徴稅費	2, 072, 584
	6 戸籍住民基本台帳費	1, 385, 241
	7 選挙、人事委員会及び監査委員費	1, 195, 643
	8 統計調査費	67, 591
<b>3 保健福祉費</b>		<b>193, 937, 789</b>

(単位：千円)

款	項	金額
	1 保健福祉職員費	9,872,711
	2 社会福祉費	92,416,537
	3 公衆衛生費	11,367,992
	4 環境衛生費	590,524
	5 保健所費	1,136,470
	6 生活保護費	44,072,246
	7 災害救助費	33,918
	8 繰出金	34,447,391
<b>4 子ども家庭費</b>		<b>86,467,595</b>
	1 子ども家庭職員費	5,458,054
	2 子ども家庭費	80,994,822
	3 繰出金	14,719

(単位：千円)

款	項	金額
<b>5 環境費</b>		<b>22,666,842</b>
	1 環境職員費	3,060,588
	2 環境費	19,606,254
<b>6 労働費</b>		<b>605,263</b>
	1 労働諸費	605,263
<b>7 農林水産業費</b>		<b>2,576,505</b>
	1 農林水産業職員費	669,224
	2 農業費	911,914
	3 林業費	340,059
	4 水産業費	599,112
	5 繰出金	56,196
<b>8 産業経済費</b>		<b>51,020,507</b>

(単位：千円)

款	項	金額
	1 産業経済職員費	1,807,192
	2 産業学術費	46,632,624
	3 観光振興費	2,008,848
	4 繰出金	571,843
<b>9 土木費</b>		<b>32,432,467</b>
	1 土木職員費	4,585,658
	2 土木管理費	773,121
	3 道路橋りょう費	13,492,500
	4 河川費	2,866,336
	5 都市計画費	9,317,736
	6 繰出金	1,397,116
<b>10 港湾費</b>		<b>9,570,285</b>

(単位：千円)

款	項	金額
	1 港湾職員費	1,335,567
	2 港湾管理費	1,735,699
	3 港湾整備費	6,012,267
	4 埋立費	486,332
	5 繰出金	420
<b>11 建築行政費</b>		<b>7,111,772</b>
	1 建築職員費	1,652,136
	2 建築管理費	4,134,627
	3 住宅建設費	1,325,009
<b>12 消防費</b>		<b>13,681,887</b>
	1 消防費	13,681,887
<b>13 教育費</b>		<b>76,249,143</b>

(単位：千円)

款	項	金額
	1 教育職員費	54,576,922
	2 教育総務費	982,077
	3 小学校費	7,786,925
	4 中学校費	5,810,316
	5 高等学校費	144,381
	6 特別支援学校費	1,334,999
	7 社会教育費	1,654,321
	8 保健体育費	3,959,202
<b>14 災害復旧費</b>		<b>882</b>
	1 鉱害復旧費	882
<b>15 諸支出金</b>		<b>88,850,830</b>
	1 公債償還特別会計繰出金	69,819,070

(単位：千円)

款	項	金額
	2 公営企業費	7,520,230
	3 基金積立金	11,511,530
<b>16 予備費</b>		<b>300,000</b>
	1 予備費	300,000
<b>歳</b>	<b>出</b>	<b>合計</b>
		<b>647,684,000</b>

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公用車リース経費（本庁舎）	自 令 和 9 年 度 至 令 和 15 年 度	14,900
人事評価システムリース経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 10 年 度	12,600
総務事務センター委託経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 12 年 度	40,300
人事給与・庶務事務システム再構築及び運用保守事業	自 令 和 9 年 度 至 令 和 15 年 度	2,892,100
職員研修業務委託経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 11 年 度	100,600
市政だより編集委託経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 10 年 度	39,200
市政テレビ制作及び放送委託経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 10 年 度	89,500
ホームページ運用機器等更新・保守事業	自 令 和 9 年 度 至 令 和 13 年 度	21,600
財務会計システム運用保守事業	自 令 和 9 年 度 至 令 和 13 年 度	426,900
両谷出張所管理運営事業	自 令 和 9 年 度 至 令 和 14 年 度	87,000
公用車リース経費（門司・小倉南・若松・八幡東・八幡西区分）	自 令 和 9 年 度 至 令 和 12 年 度	3,130

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公共施設LED化事業（八幡東区役所）	自 令 和 9 年 度 至 令 和 18 年 度	45,500
経費適正化によるコスト削減支援事業	令 和 9 年 度	経常事務の点検業務の委託契約における成果報酬に相当する額。ただし、成果報酬の総額は事業成果（委託契約に定める算出方法による）の50%以内とする。
B P R（業務改革）推進事業	自 令 和 9 年 度 至 令 和 10 年 度	446,800
デジタル市役所推進事業	自 令 和 9 年 度 至 令 和 13 年 度	837,000
システム基盤運用保守事業	自 令 和 9 年 度 至 令 和 16 年 度	5,932,000
全庁G I S（統合型G I S）構築運用事業	令 和 9 年 度	9,900
ICTインフラ整備運用事業	自 令 和 9 年 度 至 令 和 10 年 度	214,000
総合窓口システム標準化対応経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 10 年 度	57,100
庁内インターネット管理・運用事業	自 令 和 9 年 度 至 令 和 13 年 度	778,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
自治体情報セキュリティ対策事業	自 令 和 9 年 度 至 令 和 13 年 度	540,000
北九州地域情報ネットワーク運営事業	自 令 和 9 年 度 至 令 和 13 年 度	480,000
窓口支援システム整備運用事業	自 令 和 9 年 度 至 令 和 13 年 度	232,400
行政情報検索サービス経費	令 和 9 年 度	11,900
スポーツ施設老朽化対策事業	令 和 9 年 度	142,000
自然史・歴史博物館空調用熱源改修事業	令 和 9 年 度	56,000
大手町ビルエレベーター改修事業	令 和 9 年 度	229,000
大手町ビル非常用自家発電設備更新事業	令 和 9 年 度	183,000
市民センターパソコンリース事業	自 令 和 9 年 度 至 令 和 13 年 度	109,400
公用車リース経費（市民活動サポートセンター）	自 令 和 9 年 度 至 令 和 10 年 度	350
固定資産税G I S活用経費	令 和 9 年 度	35,500

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
固定資産税納税通知書作成経費	令 和 9 年 度	14,000
法人市民税申告書等作成経費	令 和 9 年 度	2,060
税務システム等の標準準拠システム移行事業	自 令 和 9 年 度 至 令 和 10 年 度	1,810,600
滞納整理システム運用管理事業	自 令 和 9 年 度 至 令 和 10 年 度	33,800
市民税・県民税特別徴収税額通知書作成経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 10 年 度	20,200
市民税・県民税納税通知書作成経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 10 年 度	18,800
市税事務所窓口対応業務委託経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 11 年 度	130,300
市税事務所相続人調査・証明書発行業務委託経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 11 年 度	78,700
区役所窓口案内業務委託経費（財政・変革局）	自 令 和 9 年 度 至 令 和 11 年 度	3,400
市税事務所タブレット整備経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 11 年 度	1,300
市税及び税外債権関連業務委託経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 12 年 度	1,658,900

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市税事務所テレビ会議システム導入経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 12 年 度	3,330
区役所窓口案内業務委託経費（総務市民局）	自 令 和 9 年 度 至 令 和 11 年 度	886,000
住民記録システムデータ連携機能運用保守事業	令 和 9 年 度	6,600
住民記録及び印鑑登録システム標準化対応経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 10 年 度	260,200
マイナンバーカード券面プリンタ増設運用事業	自 令 和 9 年 度 至 令 和 12 年 度	4,600
福岡県議会議員一般選挙経費	令 和 9 年 度	118,500
統計調査員管理システム保守・運用事業	自 令 和 9 年 度 至 令 和 10 年 度	360
レインボープラザエレベーター改修事業	令 和 9 年 度	143,000
区役所窓口案内業務委託経費（保健福祉局）	自 令 和 9 年 度 至 令 和 11 年 度	9,600
公用車リース経費（保険・年金業務）	自 令 和 9 年 度 至 令 和 15 年 度	3,200
障害福祉システム標準化対応経費	令 和 9 年 度	590,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公用車リース経費（難病相談支援センター業務）	自 令 和 9 年 度 至 令 和 15 年 度	3,500
国民年金システム標準化対応経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 10 年 度	15,900
公用車リース経費（人権推進センター）	自 令 和 9 年 度 至 令 和 15 年 度	3,300
小倉南障害者地域活動センター空調設備更新事業	令 和 9 年 度	147,300
八幡西障害者地域活動センター空調設備更新事業	令 和 9 年 度	54,100
総合保健福祉センター電話設備更新事業	令 和 9 年 度	46,200
食品衛生試験検査機器更新事業	自 令 和 9 年 度 至 令 和 15 年 度	110,000
保健指導用測定機器リース経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 10 年 度	530
標準準拠システム移行経費（子ども・子育て支援システム）	自 令 和 9 年 度 至 令 和 10 年 度	108,400
区役所窓口案内業務委託経費（子ども家庭局）	自 令 和 9 年 度 至 令 和 11 年 度	4,110
保育士宿舎借り上げ支援事業	令 和 9 年 度	35,100

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公立直営保育所給食調理業務民間委託経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 13 年 度	232,800
保育所整備推進事業	令 和 9 年 度	197,500
不法投棄防止環境パトロール車リース経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 10 年 度	970
大気汚染常時監視システム整備保守事業	自 令 和 9 年 度 至 令 和 15 年 度	103,100
公用車における燃料電池自動車普及事業	自 令 和 9 年 度 至 令 和 13 年 度	6,400
公用車リース経費 (アジアカーボンニュートラルセンター)	自 令 和 9 年 度 至 令 和 16 年 度	3,200
ごみ収集指定袋制及び分別等啓発実施事業 (指定袋製造)	令 和 9 年 度	238,000
ごみ収集指定袋制及び分別等啓発実施事業 (保管配送)	自 令 和 9 年 度 至 令 和 11 年 度	113,200
ごみ収集車両リース経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 10 年 度	3,200
フックロール車リース経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 10 年 度	930
公用車リース経費 (焼却工場管理業務)	自 令 和 9 年 度 至 令 和 14 年 度	8,800

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
本城資源化センター維持管理事業	自 令 和 9 年 度 至 令 和 29 年 度	307,000千円に物価変動による増減額並びに当該増減額に係る消費税及び地方消費税並びに消費税及び地方消費税の税率の引上げによる増額分を加算した額
本城資源化センター整備事業	令 和 9 年 度	188,000千円に物価変動による増減額並びに当該増減額に係る消費税及び地方消費税並びに消費税及び地方消費税の税率の引上げによる増額分を加算した額
皇后崎工場延命化事業	令 和 9 年 度	574,500
新門司工場機器整備事業	令 和 9 年 度	136,100
ごみ焼却施設適正化事業	令 和 9 年 度	12,500
日明工場解体撤去事業	自 令 和 9 年 度 至 令 和 12 年 度	3,920,500千円に物価変動による増減額並びに当該増減額に係る消費税及び地方消費税並びに消費税及び地方消費税の税率の引上げによる増額分を加算した額

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
学術研究都市次世代モビリティ導入事業	自 令 和 9 年 度 至 令 和 14 年 度	30,500
公用車リース経費（企業誘致業務）	自 令 和 9 年 度 至 令 和 15 年 度	4,200
公用車リース経費（国際ビジネス業務）	令 和 9 年 度	190
次世代デジタル人材育成支援事業	令 和 9 年 度	1,448,000
学術研究都市空調熱源改修事業	令 和 9 年 度	122,800
公用車リース経費（観光振興業務）	自 令 和 9 年 度 至 令 和 13 年 度	3,300
道路維持事業（国道322号ほか）	令 和 9 年 度	120,000
道路維持事業（合馬31号線付近九州自動車道上）	自 令 和 9 年 度 至 令 和 10 年 度	200,000
道路維持事業（国道199号）	令 和 9 年 度	230,000
道路新設改良事業（横代南町山手1号線）	令 和 9 年 度	320,000
河川改良事業（神嶽川）	令 和 9 年 度	81,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
旧門司税関補修事業	令 和 9 年 度	115,900
響灘東地区処分場整備事業	令 和 9 年 度	2,000,000
公共施設 L E D 化事業（港湾施設）	令 和 9 年 度	21,400
市営住宅における火災警報器更新経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 18 年 度	209,000
市営住宅計画保全事業（本城団地ほか）	令 和 9 年 度	704,200
あんしん通報システム運用事業（障害者分）	自 令 和 9 年 度 至 令 和 13 年 度	5,100
消防通信指令システム等更新整備事業	自 令 和 9 年 度 至 令 和 10 年 度	5,319,800
電気自動車充電設備リース経費（消防業務）	自 令 和 9 年 度 至 令 和 15 年 度	9,800
常備車両リース経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 16 年 度	30,300
防災行政無線等整備事業	令 和 9 年 度	329,000
総合防災情報システム運用保守経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 12 年 度	29,700

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公用車リース経費（防災業務）	令 和 9 年 度	230
小中一貫校整備検討事業	令 和 9 年 度	27,000
就学システム調達経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 10 年 度	58,800
服務管理システム運用保守等経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 12 年 度	54,800
教育総務事務センター委託経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 12 年 度	10,900
パソコン整備事業（小学校）	自 令 和 9 年 度 至 令 和 14 年 度	47,700
電話設備更新事業（小学校）	自 令 和 9 年 度 至 令 和 15 年 度	88,400
学校給食調理業務民間委託経費（小学校）	自 令 和 9 年 度 至 令 和 13 年 度	1,040,200
通学支援事業（学校規模適正化）	令 和 9 年 度	30,900
ひまわり教室管理事業（小学校）	令 和 9 年 度	3,000
小学校外国語活動補助事業	令 和 9 年 度	154,900

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
A I 型学習アプリ導入による個別最適化学習推進事業 (小学校)	自 令 和 9 年 度 至 令 和 12 年 度	334,500
小学校建設事業	令 和 9 年 度	45,100
小学校建設事業	自 令 和 9 年 度 至 令 和 10 年 度	31,000
公共施設 L E D 化事業 (小学校)	自 令 和 9 年 度 至 令 和 17 年 度	270,000
パソコン整備事業 (中学校)	自 令 和 9 年 度 至 令 和 14 年 度	214,400
電話設備更新事業 (中学校)	自 令 和 9 年 度 至 令 和 15 年 度	43,900
学校給食調理業務民間委託経費 (中学校)	自 令 和 9 年 度 至 令 和 13 年 度	51,600
ひまわり教室管理事業 (中学校)	令 和 9 年 度	1,800
中学校・高等学校外国語活動補助事業	令 和 9 年 度	95,500
A I 型学習アプリ導入による個別最適化学習推進事業 (中学校)	自 令 和 9 年 度 至 令 和 12 年 度	172,300
中学校建設事業	令 和 9 年 度	2,046,600

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公共施設 LED化事業（中学校）	自 令 和 9 年 度 至 令 和 17 年 度	180,000
パソコン整備事業（高等学校）	令 和 9 年 度	2,600
校務支援システム運用事業（高等学校）	自 令 和 9 年 度 至 令 和 12 年 度	11,400
特別支援学校スクールバス運行委託経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 11 年 度	320,900
電話設備更新事業（特別支援学校）	自 令 和 9 年 度 至 令 和 15 年 度	4,880
AI型学習アプリ導入による個別最適化学習推進事業 (特別支援学校)	自 令 和 9 年 度 至 令 和 12 年 度	7,200
特別支援学校建設事業	令 和 9 年 度	6,600
図書館空調設備改修事業（曾根分館）	令 和 9 年 度	30,000
中央図書館窓口業務等委託経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 11 年 度	272,000
学校医システム保守運用事業	自 令 和 9 年 度 至 令 和 12 年 度	2,640

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和8年度における地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務	自 令 和 8 年 度 至 令 和 18 年 度	元金 1,055,000,000千円 及び利子相当額
令和8年度における地方債証券（グリーンボンド）の共同発行によって生ずる連帯債務	自 令 和 8 年 度 至 令 和 18 年 度	元金 123,500,000千円 及び利子相当
福岡北九州高速道路公社の国の無利子貸付金に対する債務保証（建設資金）	自 令 和 8 年 度 至 令 和 28 年 度	330,000
福岡北九州高速道路公社の民間借入金（元利金）に対する債務保証（建設資金）	自 令 和 8 年 度 至 令 和 28 年 度	借入金 330,000千円 及び利子相当額
福岡北九州高速道路公社の民間借入金（元利金）に対する債務保証（借換え資金）	自 令 和 8 年 度 至 令 和 28 年 度	借入金 8,926,000千円 及び利子相当額

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
総務施設建設事業	7,804,300 千円	証書借入 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機関資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	30年（据置期間を含む。）以内に元利均等そ の他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換するこ ができるものとし、借入先の融通条件があると きは、これに従うことができる。
保健福祉施設建設事業	680,400			
子ども家庭施設建設事業	178,100			
環境施設建設事業	5,069,100			
農林水産施設建設事業	195,300			
産業経済施設建設事業	1,913,400			
土木施設建設事業	11,989,300			
港湾施設建設事業	5,243,300			
建築行政施設建設事業	765,000			
消防施設建設事業	1,056,100			
教育施設建設事業	1,655,600			

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
福岡北九州高速道路公社出資金	千円 113,000		%	
福岡北九州高速道路公社貸付金	294,000			
上水道事業出資金	549,200			

# 特 別 会 計

## 令和 8 年度 北九州市国民健康保険特別会計予算

令和 8 年度北九州市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 96,123,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

北九州市長 武内和久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位: 千円)

款	項	金額
<b>1 国民健康保険料</b>		<b>13,784,276</b>
	1 国民健康保険料	13,784,276
<b>2 使用料及び手数料</b>		<b>10</b>
	1 手数料	10
<b>3 国庫支出金</b>		<b>59,249</b>
	1 国庫補助金	59,249
<b>4 県支出金</b>		<b>71,341,082</b>
	1 県負担金	182,565
	2 県補助金	71,158,517
<b>5 繰入金</b>		<b>10,662,295</b>
	1 繰入金	10,662,295
<b>6 繰越金</b>		<b>152,298</b>

(単位：千円)

款	項	金額
	1 繰越金	152,298
7 諸収入		<b>123,790</b>
	1 延滞金加算金及び過料	6,000
	2 雜入	117,790
歳入	合計	<b>96,123,000</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
<b>1 総務費</b>		<b>1,790,002</b>
	1 総務管理費	1,790,002
<b>2 保険給付費</b>		<b>70,169,376</b>
	1 保険給付費	70,169,376
<b>3 国民健康保険事業費納付金</b>		<b>23,273,284</b>
	1 医療給付費分納付金	16,062,566
	2 後期高齢者支援金等分納付金	5,110,105
	3 介護納付金分納付金	1,634,381
	4 子ども・子育て支援納付金分納付金	466,232
<b>4 保健事業費</b>		<b>782,838</b>
	1 保健事業費	782,838
<b>5 諸支出金</b>		<b>57,500</b>

(単位：千円)

款	項	金額
	1 償還金及び還付加算金	57,500
<b>6 予備費</b>		<b>50,000</b>
	1 予備費	50,000
<b>歳</b>	<b>出</b>	<b>合計</b>
		<b>96,123,000</b>

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
新統合収滞納システム標準化対応経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 10 年 度	207,000
区役所窓口案内業務委託経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 11 年 度	1,200
保健指導用測定機器リース経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 10 年 度	530

## 令和 8 年度 北九州市食肉センター特別会計予算

令和 8 年度北九州市の食肉センター特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 385,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

北九州市長 武内和久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		140,095
	1 使用料	140,095
2 財産収入		438
	1 財産運用収入	438
3 繰入金		212,251
	1 繰入金	212,251
4 繰越金		10
	1 繰越金	10
5 諸収入		32,206
	1 雜入	32,206
歳 入	合 計	385,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
<b>1 食肉センター費</b>		<b>384,800</b>
	1 食肉センター費	358,230
	2 繰出金	26,570
<b>2 予備費</b>		<b>200</b>
	1 予備費	200
<b>歳 出 合 計</b>		<b>385,000</b>

## 令和 8 年度 北 九 州 市 卸 売 市 場 特 別 会 計 予 算

令和 8 年度北九州市の卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,084,400 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

### (地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
<b>1 使用料及び手数料</b>		<b>431, 991</b>
	1 使用料	431, 991
<b>2 繰入金</b>		<b>196, 246</b>
	1 繰入金	196, 246
<b>3 繰越金</b>		<b>61, 142</b>
	1 繰越金	61, 142
<b>4 諸収入</b>		<b>184, 021</b>
	1 雜入	184, 021
<b>5 市債</b>		<b>211, 000</b>
	1 市債	211, 000
歳 入	合 計	1, 084, 400

歳 出

(単位:千円)

款	項	金額
<b>1 卸売市場費</b>		<b>1,082,400</b>
	1 卸売市場費	927,091
	2 繰出金	155,309
<b>2 予備費</b>		<b>2,000</b>
	1 予備費	2,000
<b>歳 出 合 計</b>		<b>1,084,400</b>

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公用車リース経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 15 年 度	6,700

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
卸 売 市 場 施 設 整 備 事 業	211,000 千円	証書借入 又 は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機関資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	%  30年（据置期間を含む。）以内に元利均等そ の他の方法により償還する。  ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換するこ ができるものとし、借入先の融通条件があると きは、これに従うことができる。

## 令和 8 年度 北 九 州 市 渡 船 特 別 会 計 予 算

令和 8 年度北九州市の渡船特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 592,700 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
<b>1 使用料及び手数料</b>		<b>54,909</b>
	1 使用料	54,877
	2 手数料	32
<b>2 国庫支出金</b>		<b>64,481</b>
	1 国庫補助金	64,481
<b>3 県支出金</b>		<b>38,037</b>
	1 県補助金	38,037
<b>4 財産収入</b>		<b>694</b>
	1 財産運用収入	694
<b>5 繰入金</b>		<b>373,441</b>
	1 繰入金	373,441
<b>6 繰越金</b>		<b>60,000</b>

(単位：千円)

款	項	金額
	1 繰越金	60,000
7 諸収入		1,138
	1 雜入	1,138
歳入	合計	592,700

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
<b>1 渡船事業費</b>		<b>592, 500</b>
	1 渡船事業費	566, 921
	2 繰出金	25, 579
<b>2 予備費</b>		<b>200</b>
	1 予備費	200
<b>歳 出 合 計</b>		<b>592, 700</b>

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
こくら丸定期点検及び救命設備設置事業	令 和 9 年 度	83,800
若戸航路用船経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 12 年 度	31,700

## 令和 8 年度 北九州市土地区画整理特別会計予算

令和 8 年度北九州市の土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,599,300 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

### (地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位: 千円)

款	項	金額
<b>1 使用料及び手数料</b>		<b>21</b>
	1 使用料	8
	2 手数料	13
<b>2 国庫支出金</b>		<b>543, 650</b>
	1 国庫補助金	543, 650
<b>3 財産収入</b>		<b>1, 843, 887</b>
	1 財産貸付収入	3, 959
	2 財産売払収入	1, 839, 928
<b>4 繰入金</b>		<b>1, 352, 782</b>
	1 繰入金	1, 352, 782
<b>5 繰越金</b>		<b>10</b>
	1 繰越金	10

(単位：千円)

款	項	金額
6 諸収入		250
	1 雜入	250
7 市債		1,858,700
	1 市債	1,858,700
歳入	合計	5,599,300

歳出

(単位:千円)

款	項	金額
<b>1 土地区画整理事業費</b>		<b>5,599,300</b>
	1 土地区画整理事業費	3,477,630
	2 繰出金	2,121,670
<b>歳出合計</b>		<b>5,599,300</b>

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
折尾土地区画整理事業（事務所管理・運営）	自 令 和 9 年 度 至 令 和 11 年 度	3,580
折尾土地区画整理事業（宅地整備）	令 和 9 年 度	250,000

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
土 地 区 画 整 理 事 業	1,858,700 千円	証書借入 又 は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機関資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	%  30年（据置期間を含む。）以内に元利均等そ の他の方法により償還する。  ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換するこ ができるものとし、借入先の融通条件があると きは、これに従うことができる。

## 令和 8 年度 北九州市土地区画整理事業清算特別会計予算

令和 8 年度北九州市の土地区画整理事業清算特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 300 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位: 千円)

款	項	金額
1 清算徴収金		148
	1 清算徴収金	148
2 繰越金		142
	1 繰越金	142
3 諸収入		10
	1 雜入	10
歳 入	合 計	300

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 土地区画整理事業清算費		300
	1 土地区画整理事業清算費	300
歳 出 合 計		300

## 令和 8 年度 北 九 州 市 港 湾 整 備 特 別 会 計 予 算

令和 8 年度北九州市の港湾整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,300,800 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

### (地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位: 千円)

款	項	金額
<b>1 使用料及び手数料</b>		<b>3,080,643</b>
	1 使用料	3,080,643
<b>2 財産収入</b>		<b>172,757</b>
	1 財産運用収入	172,757
<b>3 繰入金</b>		<b>830,242</b>
	1 一般会計繰入金	420
	2 特別会計繰入金	829,822
<b>4 繰越金</b>		<b>10</b>
	1 繰越金	10
<b>5 諸収入</b>		<b>125,148</b>
	1 延滞金加算金及び過料	10
	2 貸付金収入	45,516

(単位：千円)

款	項	金額
	3 雜入	79,622
6 市債		<b>2,092,000</b>
	1 市債	2,092,000
歳入	合計	<b>6,300,800</b>

歳 出

(単位:千円)

款	項	金額
<b>1 港湾整備事業費</b>		<b>6,295,800</b>
	1 機能施設事業費	3,934,529
	2 繰出金	2,358,071
	3 基金積立金	3,200
<b>2 予備費</b>		<b>5,000</b>
	1 予備費	5,000
歳 出	合 計	<b>6,300,800</b>

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
太刀浦コンテナターミナルコンテナクレーンレール更新事業	令 和 9 年 度	151,200
太刀浦第2コンテナターミナルチェックングブリッジ更新事業	令 和 9 年 度	75,500
公共施設LED化事業（太刀浦第1・第2コンテナヤード）	令 和 9 年 度	28,000

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
機 能 施 設 事 業	2,092,000 千円	証書借入 又 は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機関資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	%  40年（据置期間を含む。）以内に元利均等そ の他の方法により償還する。  ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換するこ とができるものとし、借入先の融通条件があると きは、これに従うことができる。

## 令和 8 年度 北 九 州 市 公 債 償 還 特 別 会 計 予 算

令和 8 年度北九州市の公債償還特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 179,315,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

### (地 方 債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位: 千円)

款	項	金額
<b>1 繰入金</b>		<b>131,554,000</b>
	1 繰入金	131,554,000
<b>2 市債</b>		<b>47,761,000</b>
	1 市債	47,761,000
<b>歳 入</b>	<b>合 計</b>	<b>179,315,000</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 公債費		<b>176,580,412</b>
	1 公債費	176,580,412
2 繰出金		<b>2,734,588</b>
	1 繰出金	2,734,588
歳 出 合 計		<b>179,315,000</b>

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借 换 債	47,761,000 千円	証書借入 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等そ の他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換するこ ができるものとし、借入先の融通条件があると きは、これに従うことができる。

議案第 10 号

## 令和 8 年度 北九州市住宅新築資金等貸付特別会計予算

令和 8 年度北九州市の住宅新築資金等貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 900 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位: 千円)

款	項	金額
1 県支出金		225
	1 県補助金	225
2 繰越金		10
	1 繰越金	10
3 諸収入		665
	1 貸付金元利収入	555
	2 雜入	110
歳 入	合 計	900

歳 出

(単位:千円)

款	項	金額
1 住宅新築資金等貸付事業費		900
	1 住宅新築資金等貸付事業費	900
歳 出 合 計		900

## 令和 8 年度 北 九 州 市 土 地 取 得 特 別 会 計 予 算

令和 8 年度北九州市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,682,500 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

### (地 方 債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
<b>1 財産収入</b>		<b>806, 310</b>
	1 財産運用収入	10
	2 財産売払収入	806, 300
<b>2 繰入金</b>		<b>46, 490</b>
	1 繰入金	46, 490
<b>3 市債</b>		<b>1, 829, 700</b>
	1 市債	1, 829, 700
歳 入	合 計	2, 682, 500

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 土地先行取得費		2,682,500
	1 土地先行取得費	1,834,458
	2 繰出金	848,042
歳出合計		2,682,500

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
土 地 先 行 取 得 事 業	1,829,700 千円	証書借入 又 は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機関資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	%  30年（据置期間を含む。）以内に元利均等そ の他の方法により償還する。  ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換するこ ができるものとし、借入先の融通条件があると きは、これに従うことができる。

議案第 12 号

## 令和 8 年度 北 九 州 市 駐 車 場 特 別 会 計 予 算

令和 8 年度北九州市の駐車場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 580,500 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		342, 990
	1 使用料	342, 990
2 繰越金		235, 182
	1 繰越金	235, 182
3 諸収入		2, 328
	1 雜入	2, 328
歳 入	合 計	580, 500

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
<b>1 駐車場事業費</b>		<b>580,000</b>
	1 駐車場事業費	380,000
	2 繰出金	200,000
<b>2 予備費</b>		<b>500</b>
	1 予備費	500
<b>歳 出 合 計</b>		<b>580,500</b>

## 令和 8 年度 北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和 8 年度北九州市の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 348,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
<b>1 繰入金</b>		<b>14,719</b>
	1 繰入金	14,719
<b>2 繰越金</b>		<b>219,070</b>
	1 繰越金	219,070
<b>3 諸収入</b>		<b>114,211</b>
	1 貸付金元利収入	114,211
歳 入	合 計	<b>348,000</b>

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 母父子寡婦福祉資金貸付事業費		348,000
	1 母父子寡婦福祉資金貸付事業費	131,780
	2 繰出金	216,220
歳出合計		348,000

## 令和 8 年度 北九州市産業用地整備特別会計予算

令和 8 年度北九州市の産業用地整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,289,300 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位: 千円)

款	項	金額
<b>1 財産収入</b>		<b>791, 257</b>
	1 財産運用収入	19, 968
	2 財産売払収入	771, 289
<b>2 繰越金</b>		<b>498, 043</b>
	1 繰越金	498, 043
<b>歳 入</b>	<b>合 計</b>	<b>1, 289, 300</b>

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
<b>1 産業用地整備事業費</b>		<b>1,289,300</b>
	1 産業用地整備事業費	155,274
	2 繰出金	1,134,026
<b>歳出合計</b>		<b>1,289,300</b>

議案第 15 号

## 令和 8 年度 北九州市漁業集落排水特別会計予算

令和 8 年度北九州市の漁業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 61,300 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

北九州市長 武内和久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位: 千円)

款	項	金額
<b>1 分担金及び負担金</b>		<b>10</b>
	1 分担金	10
<b>2 使用料及び手数料</b>		<b>2,084</b>
	1 使用料	2,084
<b>3 繰入金</b>		<b>56,196</b>
	1 繰入金	56,196
<b>4 繰越金</b>		<b>3,000</b>
	1 繰越金	3,000
<b>5 諸収入</b>		<b>10</b>
	1 雜入	10
歳 入	合 計	61,300

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
<b>1 漁業集落排水費</b>		<b>60,300</b>
	1 漁業集落排水費	42,406
	2 繰出金	17,894
<b>2 予備費</b>		<b>1,000</b>
	1 予備費	1,000
<b>歳 出 合 計</b>		<b>61,300</b>

## 令和 8 年度 北 九 州 市 介 護 保 険 特 別 会 計 予 算

令和 8 年度北九州市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 113,821,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

### (地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位: 千円)

款	項	金額
<b>1 介護保険料</b>		<b>18,878,444</b>
	1 介護保険料	18,878,444
<b>2 使用料及び手数料</b>		<b>8,955</b>
	1 手数料	8,955
<b>3 国庫支出金</b>		<b>28,092,445</b>
	1 国庫負担金	18,742,592
	2 国庫補助金	9,349,853
<b>4 支払基金交付金</b>		<b>29,475,474</b>
	1 支払基金交付金	29,475,474
<b>5 県支出金</b>		<b>16,157,335</b>
	1 県負担金	15,665,476
	2 財政安定化基金支出金	10

(単位：千円)

款	項	金額
	3 県補助金	491,849
<b>6 財産収入</b>		<b>91,020</b>
	1 財産運用収入	91,010
	2 財産売払収入	10
<b>7 寄附金</b>		<b>10</b>
	1 寄附金	10
<b>8 繰入金</b>		<b>20,387,857</b>
	1 一般会計繰入金	17,515,906
	2 基金繰入金	2,871,951
<b>9 繰越金</b>		<b>448,762</b>
	1 繰越金	448,762
<b>10 諸収入</b>		<b>3,999</b>

(単位：千円)

款	項	金額
	1 延滞金加算金及び過料	10
	2 雜入	3,989
<b>11 市債</b>		<b>10</b>
	1 財政安定化基金貸付金	10
<b>12 介護予防ケアマネジメント事業費収入</b>		<b>276,689</b>
	1 介護予防サービス計画費収入	276,669
	2 介護予防ケアマネジメント事業繰入金	10
	3 介護予防ケアマネジメント事業繰越金	10
<b>歳入</b>	<b>合計</b>	<b>113,821,000</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
<b>1 総務費</b>		<b>3,075,469</b>
	1 総務管理費	2,010,469
	2 介護認定費	1,065,000
<b>2 保険給付費</b>		<b>105,870,922</b>
	1 介護サービス等諸費	105,870,922
<b>3 地域支援事業費</b>		<b>3,694,432</b>
	1 地域支援事業費	3,694,432
<b>4 財政安定化基金拠出金</b>		<b>10</b>
	1 財政安定化基金拠出金	10
<b>5 保健福祉事業費</b>		<b>293,000</b>
	1 保健福祉事業費	293,000
<b>6 基金積立金</b>		<b>91,000</b>

(単位：千円)

款	項	金額
	1 基金積立金	91,000
<b>7 諸支出金</b>		<b>39,814</b>
	1 償還金及び還付加算金	39,814
<b>8 繰出金</b>		<b>279,664</b>
	1 繰出金	279,664
<b>9 予備費</b>		<b>200,000</b>
	1 予備費	200,000
<b>10 介護予防ケアマネジメント事業費</b>		<b>276,689</b>
	1 介護予防サービス計画費	276,689
<b>歳出</b>	<b>合計</b>	<b>113,821,000</b>

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
区役所窓口案内業務委託経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 11 年 度	6,300
新統合収滞納システム標準化対応経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 10 年 度	167,900
基幹系端末リース経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 10 年 度	11,300
介護保険料納入通知書作成等経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 11 年 度	92,500
あんしん通報システム運用事業（高齢者分）	自 令 和 9 年 度 至 令 和 13 年 度	578,400

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
財 政 安 定 化 基 金 事 業	10 千円	証書借入	無 利 子 %	福岡県介護保険財政安定化基金条例第8条又は第10条第2項の規定により償還する。

議案第 17 号

## 令和 8 年度 北九州市空港関連用地整備特別会計予算

令和 8 年度北九州市の空港関連用地整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,900 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		10
	1 財産売払収入	10
2 繰越金		4,880
	1 繰越金	4,880
3 諸収入		10
	1 雜入	10
歳 入	合 計	4,900

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
<b>1 空港関連用地整備事業費</b>		<b>4,900</b>
	1 空港関連用地整備事業費	4,900
歳 出 合 計		<b>4,900</b>

議案第 18 号

## 令和 8 年度 北九州市臨海部産業用地貸付特別会計予算

令和 8 年度北九州市の臨海部産業用地貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 466,300 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位: 千円)

款	項	金額
1 財産収入		466,300
	1 財産運用収入	466,300
歳 入	合 計	466,300

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 臨海部産業用地貸付事業費		466, 300
	1 臨海部産業用地貸付事業費	466, 300
歳 出 合 計		466, 300

## 令和 8 年度 北九州市後期高齢者医療特別会計予算

令和 8 年度北九州市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 23,168,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
<b>1 後期高齢者医療保険料</b>		<b>16,056,304</b>
	1 後期高齢者医療保険料	16,056,304
<b>2 使用料及び手数料</b>		<b>100</b>
	1 手数料	100
<b>3 国庫支出金</b>		<b>483,222</b>
	1 国庫補助金	483,222
<b>4 繰入金</b>		<b>6,056,929</b>
	1 繰入金	6,056,929
<b>5 繰越金</b>		<b>569,626</b>
	1 繰越金	569,626
<b>6 諸収入</b>		<b>1,819</b>
	1 延滞金及び過料	1,349

(単位：千円)

款	項	金額
	2 償還金及び還付加算金	110
	3 雜入	360
歳入	合計	23,168,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
<b>1 総務費</b>		<b>1,101,594</b>
	1 総務管理費	507,485
	2 徴収費	594,109
<b>2 後期高齢者医療広域連合納付金</b>		<b>21,976,147</b>
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	21,976,147
<b>3 諸支出金</b>		<b>40,259</b>
	1 償還金及び還付加算金	40,259
<b>4 予備費</b>		<b>50,000</b>
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		<b>23,168,000</b>

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
新統合収滞納システム標準化対応経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 10 年 度	108,400
区役所窓口案内業務委託経費	自 令 和 9 年 度 至 令 和 11 年 度	1,200

## 令和 8 年度 北九州市市民太陽光発電所特別会計予算

令和 8 年度北九州市の市民太陽光発電所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 105,400 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

北九州市長 武内和久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 発電収入		60,299
	1 発電収入	60,299
2 繰越金		45,101
	1 繰越金	45,101
歳 入	合 計	105,400

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
<b>1 市民太陽光発電所事業費</b>		<b>98,400</b>
	1 市民太陽光発電所事業費	28,101
	2 繰出金	70,299
<b>2 予備費</b>		<b>7,000</b>
	1 予備費	7,000
<b>歳 出 合 計</b>		<b>105,400</b>

## 令和 8 年度 北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計予算

令和 8 年度北九州市の市立病院機構病院事業債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,297,500 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

### (地 方 債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位: 千円)

款	項	金額
1 諸収入		2,075,900
	1 貸付金元利収入	2,075,900
2 市債		1,221,600
	1 市債	1,221,600
歳 入	合 計	3,297,500

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 市立病院機構病院事業債管理事業費		3,297,500
	1 市立病院機構病院事業債管理事業費	1,221,600
	2 繰出金	2,075,900
歳 出 合 計		3,297,500

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市 立 病 院 機 構 貸 付 金	1,221,600 千円	証書借入 又 は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機関資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	%  30年（据置期間を含む。）以内に元利均等そ の他の方法により償還する。  ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換するこ ができるものとし、借入先の融通条件があると きは、これに従うことができる。

## 令和 8 年度 北 九 州 市 上 水 道 事 業 会 計 予 算

### (総 則)

第 1 条 令和 8 年度北九州市の上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

#### 【水道事業】

(1) 給水戸数	513, 562戸
(2) 総配水量	102, 636千m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	281, 195m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
イ 配水管整備改良事業	7, 415, 340千円
ロ 净水場整備事業	2, 382, 048千円
ハ 導送水施設整備事業	505, 146千円

#### 【水道用水供給事業】

(1) 給水事業者数	5 事業者
(2) 総給水量	9, 490千m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	26, 000m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

〔水道事業〕

	収	入
第1款 水道事業収益		
第1項 営業収益		20,890,735 千円
第2項 営業外収益		17,786,244 千円
第3項 特別利益		3,080,599 千円
		23,892 千円
	支	出
第1款 水道事業費		22,571,471 千円
第1項 営業費用		20,100,881 千円
第2項 営業外費用		2,428,974 千円
第3項 特別損失		21,616 千円
第4項 予備費		20,000 千円

〔水道用水供給事業〕

	収	入
第2款 用水供給事業収益		
第1項 営業収益		1,156,300 千円
第2項 営業外収益		1,057,936 千円
第3項 特別利益		98,354 千円
		10 千円
	支	出
第2款 用水供給事業費		1,099,873 千円
第1項 営業費用		1,012,473 千円
第2項 営業外費用		86,390 千円
第3項 特別損失		10 千円
第4項 予備費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,533,824千円（水道事業 7,128,527千円、水道用水供給事業 405,297千円）は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

〔水道事業〕

	収	入
第1款 水道事業資本的収入		
第1項 企 業 債		10,175,832 千円
第2項 国 県 補 助 金		8,368,000 千円
第3項 出 資 金		324,721 千円
第4項 工 事 負 担 金		121,289 千円
第5項 固定資産売却代金		1,055,643 千円
第6項 預 託 金 返 還 金		303,169 千円
第7項 そ の 他 資 本 的 収 入		3,000 千円
		10 千円
	支	出
第1款 水道事業資本的支出		
第1項 施 設 費		17,304,359 千円
第2項 企 業 債 償 還 金		13,810,287 千円
第3項 投 資		3,487,572 千円
第4項 預 託 金		200 千円
第5項 国 庫 補 助 金 返 還 金		3,000 千円
		3,300 千円

〔水道用水供給事業〕

第2款 用水供給事業資本的収入

第1項 企業債  
第2項 国県補助金  
第3項 出資金  
第4項 工事負担金  
第5項 固定資産売却代金  
第6項 その他資本的収入

収 入

1,552,220千円  
674,000千円  
309,000千円  
549,200千円  
20,000千円  
10千円  
10千円

支 出

1,957,517千円  
1,740,921千円  
200,096千円  
16,500千円

第2款 用水供給事業資本的支出

第1項 施設費  
第2項 企業債償還金  
第3項 国庫補助金返還金

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
受 託 工 事	令 和 9 年 度	177,000 千円
宗像地区水道施設維持管理等業務委託経費	令 和 9 年 度	1,100,000
公 用 車 リ 一 ス 経 費	自 至 令 和 9 年 度 令 和 11 年 度	3,000
公 用 車 リ 一 ス 経 費	自 至 令 和 9 年 度 令 和 15 年 度	9,000
負 担 金 工 事	令 和 9 年 度	166,000
配 水 管 改 良 事 業	令 和 9 年 度	257,000
淨 水 場 整 備 事 業	令 和 9 年 度	1,054,000
淨 水 場 整 備 事 業	自 至 令 和 9 年 度 令 和 10 年 度	2,340,000
用 水 供 給 事 業	令 和 9 年 度	385,000

## (企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
送配水施設等整備事業	千円 8,368,000	証書借入 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機関資金について、 利率の見直しを行った 後においては、当該見 直し後の利率)	% 40年（据置期間を含む。）以内に元利均等そ の他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換するこ ができるものとし、借入先の融通条件があると きは、これに従うことができる。
水道用水供給事業	674,000			

## (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,200,000千円と定める。

## (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

## (他会計からの補助金)

第9条 上水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、119,399千円である。

## (たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,400,000千円と定める。

令和 8 年 2 月 19 日提出

北九州市長 武 内 和 久

## 令和 8 年度 北九州市工業用水道事業会計予算

### (総 則)

第 1 条 令和 8 年度北九州市の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |             |                       |
|-------------|-----------------------|
| (1) 給水事業所数  | 72事業所                 |
| (2) 総給水量    | 45,037千m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均給水量 | 123,388m <sup>3</sup> |

### (収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第 1 款 工業用水道事業収益	
第 1 項 営 業 収 益	2,213,008 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	1,981,531 千円
第 3 項 特 別 利 益	229,174 千円
	2,303 千円
	支 出
第 1 款 工業用水道事業費	
第 1 項 営 業 費 用	2,149,124 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	2,052,850 千円
第 3 項 特 別 損 失	89,264 千円
第 4 項 予 備 費	10 千円
	7,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 789,906千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	収 入	
第1款 工業用水道事業資本的収入		
第1項 企 業 債	950,460 千円	
第2項 国 庫 補 助 金	752,000 千円	
第3項 工 事 負 担 金	70,000 千円	
第4項 固 定 資 産 売 却 代 金	126,405 千円	
第5項 そ の 他 資 本 的 収 入	2,045 千円	
	10 千円	
	支 出	
第1款 工業用水道事業資本的支出		
第1項 施 設 費	1,740,366 千円	
第2項 企 業 債 償 還 金	1,610,066 千円	
第3項 国 庫 補 助 金 返 還 金	127,800 千円	
	2,500 千円	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
淨 水 場 整 備 事 業	自 令 和 9 年 度 至 令 和 10 年 度	781,000 千円

## (企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
工 業 用 水 道 建 設 事 業	千円 752,000	証書借入 又 は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機関資金について、 利率の見直しを行った 後においては、当該見 直し後の利率)	%  40年（据置期間を含む。）以内に元利均等そ の他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換するこ とができるものとし、借入先の融通条件があると きは、これに従うことができる。

## (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

## (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

## (他会計からの補助金)

第9条 工業用水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,808千円である。

## (たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

令和 8 年 2 月 19 日提出

北九州市長 武 内 和 久

## 令和 8 年度 北 九 州 市 交 通 事 業 会 計 予 算

### (総 則)

第 1 条 令和 8 年度北九州市の交通事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

#### (1) 乗 合 車

イ 車 両 数	82台
ロ 年間走行キロメートル	2,640,000キロメートル
ハ 年間総輸送人員	3,695,000人
ニ 一日平均輸送人員	10,123人

#### (2) 貸 切 車

イ 車 両 数	23台
ロ 年間走行キロメートル	852,000キロメートル
ハ 年間総輸送人員	574,000人
ニ 一日平均輸送人員	1,572人

#### (3) 主要な建設改良事業

イ 旅客自動車購入事業	79,919千円
ロ 旅客自動車整備事業	20,850千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 自動車運送事業収益	
第1項 営業収益	2,203,405 千円
第2項 営業外収益	2,049,170 千円
第3項 特別利益	154,215 千円
	20 千円
	支 出
第1款 自動車運送事業費	
第1項 営業費用	2,202,453 千円
第2項 営業外費用	2,088,783 千円
第3項 特別損失	112,660 千円
第4項 予備費	10 千円
	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 100,758千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	収 入
第1款 自動車運送事業資本的収入	
第1項 企業債	65,789 千円
第2項 国庫補助金	60,700 千円
第3項 県支出金	10 千円
第4項 固定資産売却代金	1,419 千円
第5項 その他資本的収入	10 千円
	3,650 千円

支 出

第1款 自動車運送事業資本の支出	166,547千円
第1項 建 設 改 良 費	110,822千円
第2項 企 業 債 償 還 金	54,725千円
第3項 予 備 費	1,000千円

## (企 業 債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
旅客自動車等整備事業	60,700 千円	証書借入 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機関資金について、 利率の見直しを行った 後においては、当該見 直し後の利率)	%  30年（据置期間を含む。）以内に元利均等そ の他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換するこ ができるものとし、借入先の融通条件があると きは、これに従うことができる。

## (一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

## (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

## (他会計からの補助金)

第8条 交通事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、60,955千円である。

## (たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、350,000千円と定める。

令和8年2月19日提出

北九州市長 武内和久

## 令和 8 年度 北 九 州 市 病 院 事 業 会 計 予 算

### (総 則)

第 1 条 令和 8 年度北九州市の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                     |           |
|---------------------|-----------|
| (1) 病 床 数           | 155床      |
| (2) 主要な建設改良事業       |           |
| イ 北九州市立門司病院主要設備改修事業 | 251,728千円 |

**(収益的収入及び支出)**

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、医業費用中の資産減耗費 190,910千円の財源に充てるため、企業債 176,000千円を借り入れる。

	収 入	
第1款 病院事業収益		339,209 千円
第1項 医業収益		57,801 千円
第2項 医業外収益		281,398 千円
第3項 特別利益		10 千円
	支 出	
第1款 病院事業費		669,392 千円
第1項 医業費用		638,667 千円
第2項 医業外費用		30,715 千円
第3項 特別損失		10 千円

**(資本的収入及び支出)**

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 28千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	収 入	
第1款 病院事業資本的収入		635,130 千円
第1項 企業債		251,700 千円
第2項 出資金		383,430 千円
	支 出	
第1款 病院事業資本的支出		635,158 千円
第1項 建設改良費		251,728 千円
第2項 企業債償還金		383,430 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
門 司 病 院 照 明 器 具 改 修 事 業	自 令 和 9 年 度 至 令 和 10 年 度	132,000

## (企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
旧 八 幡 病 院 解 体 事 業	千円 176,000	証書借入 又 は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機関資金について、 利率の見直しを行った 後においては、当該見 直し後の利率)	%  30年（据置期間を含む。）以内に元利均等そ の他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換するこ ができるものとし、借入先の融通条件があると きは、これに従うことができる。
北 九 州 市 立 門 司 病 院 主 要 設 備 改 修 事 業	251,700			

## (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

## (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

## (他会計からの補助金)

第9条 病院事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、32,830千円である。

令和8年2月19日提出

北九州市長 武内和久

## 令和 8 年度 北 九 州 市 下 水 道 事 業 会 計 予 算

### (総 則)

第 1 条 令和 8 年度北九州市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年 間 処 理 水 量	143,341 千m <sup>3</sup>	
(2) 水 洗 化 助 成 戸 数	12 戸	
(3) 主要な建設改良事業		
イ 管　　渠　　布　　設	10,193,110 千円	小倉北区宇佐町・片野新町地区、
ロ ポンプ場整備	1,370,000 千円	小倉南区上葛原二丁目地区、沼南町二丁目地区等
ハ 処理場整備	744,000 千円	若松ポンプ場等
		皇后崎浄化センター等

### (収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 下 水 道 事 業 収 益		28,368,700 千円
第 1 項 営 業 収 益		20,799,379 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		7,569,291 千円
第 3 項 特 別 利 益		30 千円

	支	出
第1款 下水道事業費		29,242,860 千円
第1項 営業費用		26,390,099 千円
第2項 営業外費用		2,817,741 千円
第3項 特別損失		15,020 千円
第4項 予備費		20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10,180,983千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 下水道事業資本的収入		
第1項 企業債		16,201,477 千円
第2項 国庫補助金		10,346,000 千円
第3項 負担金		4,315,555 千円
第4項 寄附金		346,988 千円
第5項 貸付金回収金		10,390 千円
第6項 基金繰入金		1,124 千円
第7項 その他資本的収入		1,181,400 千円
		20 千円
	支	出
第1款 下水道事業資本的支出		26,382,460 千円
第1項 建設改良費		16,465,778 千円
第2項 企業債償還金		6,963,165 千円
第3項 投資		2,953,517 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
ボンプ場修繕経費	令和9年度	110,000 千円
浄化センター修繕経費	令和9年度	100,000
芦屋町下水道事業	令和9年度	538,000
下水道建設事業	自至令和9年度 令和12年度	15,690,000
施設改良事業	令和9年度	600,000
施設改良事業	自至令和9年度 令和10年度	600,000

## (企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
下 水 道 建 設 事 業	10,346,000 千円	証書借入 又 は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 % 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機関資金について、 利率の見直しを行った 後においては、当該見 直し後の利率)	40年（据置期間を含む。）以内に元利均等そ の他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換するこ ができるものとし、借入先の融通条件があると きは、これに従うことができる。

## (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、8,000,000千円と定める。

## (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

## (他会計からの補助金)

第9条 下水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,221,814千円である。

令和8年2月19日提出

北九州市長 武内和久

## 令和 8 年度 北九州市公営競技事業会計予算

### (総 則)

第 1 条 令和 8 年度北九州市の公営競技事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

#### 〔競輪事業〕

(1) 年間開催日数	69 日
(2) 年間車券発売金	49,000,000 千円
(3) 1 日平均車券発売金	710,145 千円
(4) 年間場間場外発売金	3,042,000 千円
(5) 主要な建設改良事業 イ 小倉競輪場施設整備事業	296,537 千円

#### 〔モーターボート競走事業〕

(1) 年間開催日数	174 日
(2) 年間舟券発売金	148,000,000 千円
(3) 1 日平均舟券発売金	850,575 千円
(4) 年間場間場外発売金	8,981,194 千円
(5) 主要な建設改良事業 イ 若松モーターボート競走場施設整備事業	2,581,010 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

〔競輪事業〕

	収	入
第1款 競輪事業収益		
第1項 営業収益		49,959,820 千円
第2項 営業外収益		49,683,310 千円
第3項 特別利益		276,490 千円
	支	出
第1款 競輪事業費		20 千円
第1項 営業費用		48,927,027 千円
第2項 営業外費用		48,867,101 千円
第3項 特別損失		58,916 千円
		1,010 千円

〔モーターボート競走事業〕

	収	入
第2款 モーターボート競走事業収益		
第1項 営業収益		151,350,529 千円
第2項 営業外収益		151,191,559 千円
第3項 特別利益		158,960 千円
	支	出
第2款 モーターボート競走事業費		10 千円
第1項 営業費用		142,466,246 千円
第2項 営業外費用		142,296,982 千円
第3項 特別損失		168,254 千円
		1,010 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 15,979,667千円（競輪事業1,957,083千円、モーターボート競走事業 14,022,584千円）は利益剰余金処分額 7,500,000千円及び損益勘定留保資金等 8,479,667千円で補てんするものとする。）。

〔競輪事業〕

	収	入
第1款 競輪事業資本的収入		
第1項 固定資産売却代金		658,810 千円
第2項 基金繰入金		10 千円
		658,800 千円
	支	出
第1款 競輪事業資本的支出		
第1項 建設改良費		2,615,893 千円
第2項 企業債償還金		310,893 千円
第3項 繰出金		1,905,000 千円
		400,000 千円

〔モーターボート競走事業〕

	収	入
第2款 モーターボート競走事業資本的収入		
第1項 固定資産売却代金		20 千円
第2項 基金繰入金		10 千円
		10 千円
	支	出
第2款 モーターボート競走事業資本的支出		
第1項 建設改良費		14,022,604 千円
第2項 企業債償還金		2,835,992 千円
第3項 投資		38,000 千円
第4項 繰出金		4,048,612 千円
		7,100,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
モ 管 一 ヴ イ リ 理 一 イ ベ イ ョ ン 一 ヴ イ リ 理 一 イ ベ イ ョ ン	自 令 和 9 年 度 至 令 和 10 年 度	千円 568,000
ボ 防 一 ト 風 施 一 設 ト 風 施 一 設	自 令 和 9 年 度 至 令 和 10 年 度	千円 1,143,300
ボ 防 一 ト 風 施 一 設 ト 風 施 一 設	自 令 和 9 年 度 至 令 和 10 年 度	千円 13,090
ボ 機 一 ト 梁 機 一 ト 梁	自 令 和 9 年 度 至 令 和 10 年 度	千円 1,996,900
ボ 機 一 ト 梁 機 一 ト 梁	自 令 和 9 年 度 至 令 和 10 年 度	千円 25,900

**(一時借入金)**

第6条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

**(予定支出の各項の経費の金額の流用)**

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

**(利益剰余金の処分)**

第8条 利益剰余金のうち 7,500,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 一般会計繰出金 7,500,000 千円

**(たな卸資産購入限度額)**

第9条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和8年2月19日提出

北九州市長 武内和久